

霞台厚生施設組合に係る自治紛争処理委員による調停案の提示について【市長コメント】

1 2月6日に、茨城県自治紛争処理委員による調停案が示されました。

その内容を要約すると、以下の3点になります。

- 1、かすみがうら市は組合に対し、正副管理者会議で承認された旧施設解体費用を負担すること。
 - 2、組合は、督促手数料や延滞金などの請求は放棄すること。
 - 3、組合は今後、規約や手続きの進め方について、丁寧な協議を行い、4市町間で誤解が生じない明確かつ適切な意思決定に務めること
- 以上であります。

「使っていない施設の解体費は払えない」という、かすみがうら市の単純明快な主張が認められず、大変残念です。

かすみがうら市民が使用していない焼却施設の解体費用を、かすみがうら市民が負担する合理的な理由は依然として示されておらず、かつ調停案の結論にもあるように、組合での決定過程に問題があったことは紛れもない事実です。

にもかかわらず、かすみがうら市に負担を求める内容となった最大の要因は、内容や手続きはどうであれ、首長同士が合意したという事実を、自治紛争処理委員が重視した結果です。

この調停案には法的な拘束力はありませんが、県の信頼のもとに委嘱された委員の皆様が出された調停案ですので、かすみがうら市としては、その結果を重く受け止め、解決に向けて、そして組合との関係改善に向けて手続きを進めたいと考えております。

かすみがうら市としては、合理的な説明のできない支出となり、財政的にも大変な痛手を被ることになりますが、これ以上の混乱を避け、今後の組合運営を正常化させるための、苦渋の決断であります。

なお、この調停案を解決策として確定するためには、両議会の承認が必要となりますので、かすみがうら市議会、組合議会に対しては、しっかりとご説明し、ご承認いただけるよう努力いたします。

できれば、今年度中に精算を済ませ、関係が正常化した状態で新年度をスタートさせたいと考えております。

かすみがうら市民の皆様には、前市長の判断によって約1億数千万円もの不必要な支出をせざるを得ない状況になったことに対し、市政運営の責任者として、心よりお詫びいたします。

個人的な思いとしましては、首長の判断が、時に市民に多大なる損害を与えるという現実を突きつけられ、その責任の重さを痛感しております。

合わせて、誰を選挙で選ぶか、有権者一人ひとりの一票の持つ重さが、今、眼前に改めて示されたわけですので、この厳しい現実を有権者の皆様と共有し、噛み締め、将来の糧にしたいと思います。

令和5年12月7日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙